

# 知立市まちづくり委員会会則

## (目的)

第1条 この会則は、知立市まちづくり基本条例に基づき設置された知立市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）の細部について定め、もって知立市を住みよい、豊かなまちにすることを目的とします。

## (事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) 住みよいまちづくりをするために市長に提言します。
- (2) 提言のために必要な活動を行うことができます。

## (委員)

第3条 委員会の委員は、市長が公募し、委嘱するものとします。

## (役員)

第4条 委員会は、次の役員を置きます。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上

2. 役員は、委員会に置いて委員の中から選出します。
3. 役員の任期は1年とします。また、再任することができます。

## (役員の職務)

第5条 委員長は委員会をまとめ、委員会を代表します。

2. 副委員長は委員長を補佐します。

## (委員会)

第6条 委員会は委員長が招集します。

2. 委員の5分の1以上の請求があったときに委員会を開催します。
3. 委員会は委員の過半数の出席によって成立します。
4. 委員会は出席委員の過半数の賛成によって委員会の意思を決定します。
5. 止むを得ない事情で出席できない委員は他の委員を代理人として表決を委任することができます。

6. 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができます。

7. 委員会の議事については、議事録を作成しなければなりません。

(部会の設置)

第7条 委員会に、まちづくりに関する様々な課題ごとに部会を設けることができるものとします。

2. 部会に部会長を置きます。

3. 部会での決定事項は委員会に報告し、その承認を得るものとします。

4. 部会の議事については議事録を作成しなければなりません。

(事業年度)

第8条 委員会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わります。

(事務局)

第9条 委員会は、事務局を知立市市民協働課に置きます。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会で決定し、別に定めます。

(付則)

この会則は、平成17年12月21日から実施します。

(付則)

この会則は、平成19年7月19日から実施します。

(付則)

この会則は、平成21年10月14日から実施します。